

区画線設置共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年10月版）						現行（平成15年4月版）						改定理由（R7.10）				
編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項 以下		編章節条 (項目見出し)	新条文		
	1		2	1		1.		1		2	1		1.	請負者は、工事の施工に当って交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分注意するものとする。	請負者は、工事の施工に当たって交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分に注意するものとする。	【文字修正】 「当たって」→「当って」 「十分に注意」→「十分注意」
	1		3			区画線及び道路標示の色彩は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。		1		3			区画線及び道路標示の色彩は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。	【誤記修正】 「表示」→「標示」		
	1		4			耐久年数は、特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損等の不可抗力による損傷を除く外は下記期間耐久性を有するものとし、期間内に区画線としての機能を失った場合は請負人の負担において手直し、または再施工により機能を回復するものとする。		1		4			耐久年数は、特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損等の不可抗力による損傷を除く外は下記期間耐久性を有するものとし、期間内に区画線としての機能を失った場合は請負人の負担において手直し、又は再施工により機能を回復するものとする。	【誤字修正】 「車論」→「車輪」 【文字修正】 「又は」→「または」		
	2		7	1		塗料は、顔料、体質材及び反射材からなる固定成分と結合剤（合成樹脂）を調合した熱可塑性化合物でJIS K 5665の3種1号に適合するものを使用するものとする。		2		7	1		塗料は、着色顔料、体質顔料及び反射材からなる固定成分と結合剤（合成樹脂）を調合した熱可塑性化合物でJIS K 5665の3種1号に適合するものを使用するものとする。	【文字修正】 「着色顔料」→「顔料」 「体質顔料」→「体質材」 「結合材」→「結合剤」		
	2		7	3		塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督職員に提出するものとする。		2		7	3		塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督職員に提出するものとする。	【文字修正】 「品質証明」→「品質証明書」		
	2		8	5	1	(1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督職員の承諾を受けるものとする。ただし、復旧や引き直し等において施工延長が短い場合にはテスト引きの要否を監督職員に協議できるものとする。		2		8	5	1	(1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督職員の承諾を受けるものとする。	【文言追加】 「ただし書き」		
	3		9	1		塗料は、顔料、体質材及び溶剤と結合材料（合成樹脂）と調合した化合物で、JIS K 5665の2種に適合するものを使用するものとする。		3		9	1		塗料は、着色顔料、体質顔料及び溶剤と結合材（合成樹脂）と調合した化合物で、JIS K 5665の2種に適合するものを使用するものとする。	【文字修正】 「着色顔料」→「顔料」 「体質顔料」→「体質材」 「結合材」→「結合材料」		
	3		10		第10条	施工（車載式スプレーマーカ工法）		3		10		第10条	施工（車載式スプレーマーカ工法）	【誤字修正】 「スプレーマーカ」→「スプレーマーカ」		
	3		10	1		1. 材料の加熱		3		10	1		1. 材料の加温	【文字修正】 「加温」→「加熱」		
	3		10	1		塗料は概ね50℃～80℃に加熱して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。		3		10	1		塗料は概ね50～80℃に加温して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。	【文字修正】 「加温」→「加熱」		
	5		13			標示の消去は、切削、焼去、熱風等を用いて抹消することとするが、路面を著しく損傷しないよう路面の状況に適した方法で施工するものとする。なお、施工にあたり監督職員の承諾を受けるものとする。		5		13			標示の消去は、切削、焼去、熱風等を用いて抹消することとするが、路面を著しく損傷しないよう路面の状況に適した方法で施工するものとする。なお、施工にあたり監督 職員の承諾を受けるものとする。	【文字修正】 「焼失」→「焼去」		
	5		14		第14条	施工業者名及び施工年月日等の打刻標示（溶融式のみ）		5		14		第14条	施工業者名及び施工年月日等の打刻表示（溶融式のみ）	【誤字修正】 「施工年月日等の打刻表示」→「施工年月日等の打刻標示」		